

平成21年 No.10

東京学芸大学入学料免除及び徴収猶予取扱規程等の一部を改正する規程

制定理由

教職特待生制度の創設に伴い，所要の改正を行うものである。

承認経過

平成21年 3 月 11 日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学入学料免除及び徴収猶予取扱規程等の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成21年 3 月12日

国立大学法人東京学芸大学長

鷲 山 恭 彦

平成21年規程第 7 号

東京学芸大学入学料免除及び徴収猶予取扱規程等の一部を改正する規程

次に掲げる規程の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) 東京学芸大学入学料免除及び徴収猶予取扱規程（昭和63年規程第 3 号）
- (2) 東京学芸大学授業料等の免除及び徴収猶予に関する規程（昭和45年規程第 2 号）

東京学芸大学入学料免除及び徴収猶予取扱規程の一部改正について

改正理由：教職特待生制度の創設に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
[省略] (学部の免除対象者) 第3条 本学の学部に入学者(科目等履修生又は研究生として入学する者を除く。以下同じ。)で、入学料の納付が困難な者として免除の対象となる者は、次の各号の1に該当する場合とする。 (1) 入学前1年以内において、学資負担者が死亡したとき。 (2) 入学前1年以内において、本学に入学者又は学資負担者が風水害等の災害を受けたとき。 (3) 前2号に準ずる場合であつて、学長が相当と認める事由があるとき。 <u>(4) 教職特待生に採用されたとき。</u> (免除の総額及び免除の額) 第4条 前2条(第3条第4号の規定を除く。)の規定による入学料の免除の総額は、予算の範囲内で学長が定める額とする。 2 入学料の免除の額は、原則としてその全額又は半額とする。 (申請) 第5条 第2条及び第3条第1号から第3号の規定による免除を受けようとする者は、入学料免除願(様式第1-1号)並びに家族状況及び家計状況を記入した所定の様式(以下「家庭調書」という。)に、次の各号に掲げる書類を添付して、入学手続期間内に学長に申請しなければならない。 (1) 所得証明書(様式第2号又は市区町村所定の様式) (2) 学資負担者が死亡したことの証明書(第2条第2項第1号及び第3条第1号による場合に限る。) (3) 本学に入学者又は学資負担者が災害を受けたことの市区町村長の証明書(第2条第2項第2号及び第3条第2号による場合に限る。) (4) その他必要な書類 <u>2 第3条第4号の規定による免除を受けようとする者の申請手続きは、別に定める。</u> (許可) 第6条 第2条及び第3条第1号から第3号の規定による免除については、大学	[省略] (学部の免除対象者) 第3条 本学の学部に入学者(科目等履修生又は研究生として入学する者を除く。以下同じ。)で、入学料の納付が困難な者として免除の対象となる者は、次の各号の1に該当する場合とする。 (1) 入学前1年以内において、学資負担者が死亡したとき。 (2) 入学前1年以内において、本学に入学者又は学資負担者が風水害等の災害を受けたとき。 (3) 前2号に準ずる場合であつて、学長が相当と認める事由があるとき。 (免除の総額及び免除の額) 第4条 前2条の規定による入学料の免除の総額は、予算の範囲内で学長が定める額とする。 2 入学料の免除の額は、原則としてその全額又は半額とする。 (申請) 第5条 第2条及び第3条の規定による免除を受けようとする者は、入学料免除願(様式第1-1号)並びに家族状況及び家計状況を記入した所定の様式(以下「家庭調書」という。)に、次の各号に掲げる書類を添付して、入学手続期間内に学長に申請しなければならない。 (1) 所得証明書(様式第2号又は市区町村所定の様式) (2) 学資負担者が死亡したことの証明書(第2条第2項第1号及び第3条第1号による場合に限る。) (3) 本学に入学者又は学資負担者が災害を受けたことの市区町村長の証明書(第2条第2項第2号及び第3条第2号による場合に限る。) (4) その他必要な書類 (許可) 第6条 第2条及び第3条の規定による免除については、大学院連合学校教育学

院連合学校教育学研究科にあっては大学院連合学校教育学研究科委員会，大学院教育学研究科，特別支援教育特別専攻科及び学部においては学生委員会の選考を経て，学長が許可する。

2 第3条第4号の規定による免除については，別に定める。

附 則

この規程は，平成21年3月12日から施行する。

研究科にあっては大学院連合学校教育学研究科委員会，大学院教育学研究科，特別支援教育特別専攻科及び学部においては学生委員会の選考を経て，学長が許可する。

東京学芸大学授業料等の免除及び徴収猶予に関する規程の一部改正について

改正理由：教職特待生制度の創設に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
[省略] (免除) 第3条 授業料は、学生が次の各号の1に該当する場合に、それぞれ相当額を免除することができる。 (1) 経済的理由によって授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合 (2) 風水害等の災害を受け、授業料の納付が困難と認められる場合 <u>(3) 教職特待生に採用された場合</u> <u>(4) 休学を許可した場合</u> <u>(5) 死亡又は行方不明のため除籍した場合</u> <u>(6) 授業料の未納を理由として除籍した場合</u> <u>(7) 授業料の徴収猶予を許可している学生に対し、その願い出により退学を許可した場合</u> (免除の総額及び免除の額) 第4条 前条第1号、<u>第2号及び第3号</u>の規定による授業料の免除の総額は、予算の範囲内で学長が定める額とする。 2 前条の規定による授業料の免除の額は、各期分の授業料について、その全額又は一部とする。 [省略] (申請及び申請に係る徴収猶予) 第6条 第3条第1号又は第2号の規定により授業料の免除を受けようとする学生（やむを得ない事情があると本学が認めた場合は当該学生の保証人）は、授業料免除願（様式第1号）並びに家族状況及び家計状況等を記入した所定の様式（以下「家庭調書」という。）に所得証明書（市区町村所定の様式）その他の必要書類を添えて、各期ごとに公示する期日までに学長に提出しなければならない。 2 免除を許可し又は不許可とするまでの間は、免除を申請した者に係る授業料	[省略] (免除) 第3条 授業料は、学生が次の各号の1に該当する場合に、それぞれ相当額を免除することができる。 (1) 経済的理由によって授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合 (2) 風水害等の災害を受け、授業料の納付が困難と認められる場合 <u>(3) 休学を許可した場合</u> <u>(4) 死亡又は行方不明のため除籍した場合</u> <u>(6) 授業料の未納を理由として除籍した場合</u> <u>(7) 授業料の徴収猶予を許可している学生に対し、その願い出により退学を許可した場合</u> (免除の総額及び免除の額) 第4条 前条第1号及び第2号の規定による授業料の免除の総額は、予算の範囲内で学長が定める額とする。 2 前条の規定による授業料の免除の額は、各期分の授業料について、その全額又は一部とする。 [省略] (申請及び申請に係る徴収猶予) 第6条 第3条第1号又は第2号の規定により授業料の免除を受けようとする学生（やむを得ない事情があると本学が認めた場合は当該学生の保証人）は、授業料免除願（様式第1号）並びに家族状況及び家計状況等を記入した所定の様式（以下「家庭調書」という。）に所得証明書（市区町村所定の様式）その他の必要書類を添えて、各期ごとに公示する期日までに学長に提出しなければならない。 2 免除を許可し又は不許可とするまでの間は、免除を申請した者に係る授業料

の徴収を猶予する。

3 第3条第3号の規定により授業料の免除を受けようとする学生の申請手続きは、別に定める。

[省略]

(許可)

第7条 第3条第1号及び第2号の規定による授業料の免除は、学部、大学院教育学研究科及び特別支援教育特別専攻科にあつては学生委員会、大学院連合学校教育学研究科にあつては大学院連合学校教育学研究科委員会の選考を経て、学長が許可する。

2 前項の選考は、学長が別に定める「東京学芸大学授業料等免除学生選考基準」によって行うものとする。

3 第3条第3号の規定による授業料の免除の許可については、別に定める。

[省略]

(許可の取消)

第9条 第3条第1号及び第2号の規定による授業料の免除を許可された者につき、免除の理由が消滅したと認められるとき、又は申請書に虚偽の事実があることが判明したときは、学長は免除の許可を取消すものとする。

2 第3条第3号の規定による授業料の免除の許可の取消しについては、別に定める。

[省略]

(免除)

第15条 寄宿料は、学生が次の各号の1に該当する場合に、それぞれ相当額を免除することができる。

- (1) 風水害等の災害を受け、寄宿料の納付が困難と認められる場合
- (2) 教職特待生に採用された場合
- (3) 死亡又は行方不明のため除籍した場合
- (4) 授業料の未納を理由として除籍した場合

(免除の総額及び免除の額)

第16条 前条第1号及び第2号の規定による寄宿料の免除の総額は、予算の範囲内で学長が定める額とする。

の徴収を猶予する。

[省略]

(許可)

第7条 第3条第1号及び第2号の規定による授業料の免除は、学部、大学院教育学研究科及び特別支援教育特別専攻科にあつては学生委員会、大学院連合学校教育学研究科にあつては大学院連合学校教育学研究科委員会の選考を経て、学長が許可する。

2 前項の選考は、学長が別に定める「東京学芸大学授業料等免除学生選考基準」によって行うものとする。

[省略]

(許可の取消)

第9条 第3条第1号及び第2号の規定による授業料の免除を許可された者につき、免除の理由が消滅したと認められるとき、又は申請書に虚偽の事実があることが判明したときは、学長は免除の許可を取消すものとする。

[省略]

(免除)

第15条 寄宿料は、学生が次の各号の1に該当する場合に、それぞれ相当額を免除することができる。

- (1) 風水害等の災害を受け、寄宿料の納付が困難と認められる場合
- (2) 死亡又は行方不明のため除籍した場合
- (3) 授業料の未納を理由として除籍した場合

(免除の総額及び免除の額)

第16条 前条第1号の規定による寄宿料の免除の総額は、予算の範囲内で学長が定める額とする。

2 前条第1号の規定による寄宿料の免除の額及び期間等は、別に定める。

(出願の手続)

第17条 第15条第1号の規定により寄宿料の免除を受けようとする学生は、寄宿料免除願(様式第3号)を学長に提出しなければならない。

2 第15条第2号の規定により寄宿料の免除を受けようとする学生の手続きは、別に定める。

[省略]

附 則

この規程は、平成21年3月12日から施行する。

2 前条第1号の規定による寄宿料の免除の額及び期間等は、別に定める。

(出願の手続)

第17条 前条第1号の規定により寄宿料の免除を受けようとする学生は、寄宿料免除願(様式第3号)を学長に提出しなければならない。

[省略]